



～「一人ひとりが輝き 豊かで活力あるまち ちくしの」をめざして～

ちくしの女性センターニュース

2016年
3月

今年は「筑紫野市男女共同参画推進条例」施行10周年！<part 2>

「筑紫野市男女共同参画推進条例」(平成18年4月1日施行)

は、今年で10年目を迎えます。そこで、先月号では条例の「目的」と「基本理念」をご紹介しました。今月は第4条から第10条に明記されている、「責務」についてご紹介します。「責務」というと、難しくとらえがちですが、わたしたちは男女共同参画を進めていく責任があることを意識して、それぞれが積極的に役割を果たすとともに、連携して、男女共同参画社会の形成に向けて取り組んでいきましょう。



わたしたちの担う責務

第4条 市の責務

第5条 市議会の責務

第6条 市民の責務

第7条 事業者の責務

第8条 地縁等による団体の責務

第9条 教育に携わる者の責務

第10条 補助金交付団体の責務

※「責務」の詳細は「筑紫野市男女共同参画推進条例」をご覧ください。

例えばこんな責務が

- 市は、施策を通して総合的・計画的に男女共同参画を推進します。
- 市議会は、男女共同参画推進に配慮します。
- 市民は、あらゆる分野で男女共同参画を推進します。
- 事業者は、事業活動で男女共同参画を推進します。
- 地縁等による団体は、団体活動をすすむときに関係するすべての人が性にかかわらず参画できるように努めます。
- 教育に携わるものは、教育を行うときには男女共同参画を推進していきます。
- 補助金交付団体は、市の求めに応じて男女共同参画推進状況の報告をします。

2月10日(水)では、団体、市民の皆さんと「条例学習会」を行い、条例制定10年を振り返り、わたしたちが担う責務について、これからの男女共同参画推進について考え直す機会を持ちました。



<2月10日(水) 条例学習会>

※「筑紫野市男女共同参画推進条例」については、筑紫野市のHPでも公開しています。

男と女の共生セミナー 国際料理交流会 開催!



「国際料理交流会

～ヨルダンを中心とした中近東の女性たち～

中近東の文化や世界の女性の地位について学んでみませんか? 国際協力活動の経験をお持ちの講師から現地の貴重なお話を伺いし、ヨルダン料理の調理実習を行います。スパイスのきいたヨルダン料理を味わいながら、国際理解を深めましょう。



日時: 3月21日(月・祝) 10:00~13:00

場所: 筑紫野市生涯学習センター 2階 調理室

対象: どなたでも

材料費: 500円(当日徴収)

持参物: エプロン、三角巾、ふきん2枚

定員: 20名(先着順) 託児: 有(要事前予約)

申込・問い合わせ先: 男女共同参画推進課 TEL (092) 918-1311

<料理名>

- ① ジャージウ ハダラート(鶏肉と野菜の料理)
- ② ムタッパル(パンにつけて食べるティーフ)
- ③ サラタ(野菜のあえもの)



2月セミナー実施報告 健康推進課・高齢者支援課・子育て支援課・公立保育所・男女共同参画推進課共催

「育ジイ養成講座(全4回)」

今年で5年目を迎える「育ジイ養成講座」。「孫が生まれて世話の仕方を学びたい」「地域子ども達とかかわってみたい」など、家庭や地域で子育てにかかわりたいという皆さんが、今年も「育ジイ」を目指して参加されました。



実際にお風呂の入れ方を学びました。

自己紹介やグループワークも



最終日、「終了証」の授与風景。今年9名の育ジイが誕生しました!

第1回では、ベテランの育メン講師から「育ジイ」について学び、それぞれが目指す育ジイの目標を設定しました。第2回は、実際の乳幼児の世話の仕方、お風呂の入れ方、おむつ交換などを実践的に学び、第3回は、子どもの段階的な成長と発達や接し方について公立保育所長さんからの講義を受けました。第4回では、京町保育所と二日市保育所を訪問して子ども達との交流を行ったほか、これからの「育ジイ」として何をしていきたいか、学んだことを振り返りながら発表していただきました。

女性情報プラザのご案内

- ◎女性情報プラザでは、男女共同参画社会づくりのための活動や団体間の相互交流、情報発信を行っています。
- ◎女性情報プラザでは、男女共同参画や女性問題に関する図書や視聴覚資料を各種取り揃えています。図書はひとり3冊まで2週間借りられます。ビデオやDVDは館内で視聴できます。

※女性情報プラザ(場所は筑紫野市生涯学習センター1階にあります。)では、下記の11団体が登録し、男女共同参画社会づくりのための活動や団体間の相互交流、情報発信を行っています。

「女性情報プラザ利用登録団体連絡会」

- ・筑紫野市翼の会
 - ・高齢者福祉を考える市民の会
 - ・ちくしの子ども劇場
 - ・ちくし教育を考える会
 - ・バリエサークルプリマ
 - ・ちくしのエコクラブ
 - ・ちくしのフォーラム
 - ・子ども条例研究会ちくしの
 - ・地域ねこサポート会ちくしの
 - ・筑紫野市ネット
 - ・ちくしのエコライフ
- (平成28年2月29日現在)

「女性情報プラザ利用登録団体連絡会」へ利用登録してみませんか? 詳しくは男女共同参画推進課へ TEL092-918-1311

女性センター相談室のご案内 TEL (092) 918-1311

夫婦のこと(DVや離婚など)、家族のこと、職場のこと(人間関係、セクハラ、パワハラなど) 相談は無料です。秘密は守ります。

相談	日時
総合相談	月～金 9:00～16:30 (休館日、祝日除く)
女性弁護士による法律相談	毎月第2・4火曜日 13:00～16:00(1人30分)
女性カウンセラーによる「こころや生き方」の相談	毎月第1・3木曜日 13:30～16:30

※面接相談は予約が必要です。法律相談は、相談日の2週間前水曜日から、電話で申し込んで下さい。

<発行>: 筑紫野市総務部男女共同参画推進課
〒818-0057 筑紫野市二日市南1-9-3(生涯学習センター内)
TEL: 092-918-1311 FAX: 092-923-0416 e-mail: danjo@city.chikushino.fukuoka.jp